

第2期川西市子ども・若者未来計画策定に関する  
ニーズ調査等業務委託に係るプロポーザル実施要領

令和5年4月

川西市子ども未来部子ども政策課

## 1. 目的

川西市では、子ども・若者施策を総合的かつ一体的に推進するため、令和5年度からの2年間を計画期間とする「川西市子ども・若者未来計画」を策定した。

本実施要領は、令和7年度からの次期川西市子ども・若者未来計画策定に向けて、子ども・子育てに関するニーズや意見等を把握するため、ニーズ調査等の実施や、データの入力・集計・分析・推計を行い、それらを取りまとめた報告書作成などを支援する業務委託業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

## 2. 契約概要

- (1) 業務名称 第2期川西市子ども・若者未来計画策定に関するニーズ調査等業務委託
- (2) 業務場所 川西市 他
- (3) 業務内容 別添「第2期川西市子ども・若者未来計画策定に関するニーズ調査等業務委託仕様書」に基づき業務を実施
- (4) 履行期間 契約締結日～令和6年3月31日
- (5) 提案限度額 2,900,000円(税込)
- (6) 発注業者選定方法 公募型プロポーザル方式

## 3. 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 川西市契約規則第5条の規定に基づく一般競争入札参加有資格者名簿に登載されている者
- (2) 公募日又は指名通知日から受託候補者を特定までの間において、川西市入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号)第2条1号から3号まで及び川西市教育委員会暴力団排除に関する条例施行規則のいずれにも該当しない者であること。

## 4. 質問受付と回答

本実施要領及び別添仕様書などに関し、不明な点がある場合は質問書(様式5)を電子メールで「7. 提出先」に記載のアドレスに提出すること。なお、提出された質問への回答は、市ホームページに掲載する。

- (1) 提出期限 令和5年4月20日(木)午後5時まで
- (2) 本市からの回答予定日 令和5年4月25日(火)

## 5. 書類の提出

- (1) 提出期限 令和5年5月12日(金)午後5時まで
- (2) 提出書類(ア、イは原本1部、ウ以下は原本1部と副本5部)

書類への押印は不要です。

- ア プロポーザル参加表明書(様式1)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 業務実施体制(様式3)

エ 業務経歴書（様式4）

オ 会社概要書（様式任意）

社名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金、売上高、従業員数、業務内容、会社の特色、保有する認証取得 等

カ 企画提案書（様式任意）

調査にあたっての考え方、業務に関するアピールポイント、国の動向及び川西市の現状・現計画に関する分析、調査方法（調査項目・アンケート内容（案）に関する提案、配布・回収方法等）、調査報告書の分析・レイアウト（案）に関する提案、業務実施スケジュールは必ず記載すること。

※ 企画提案書はA4版縦長横書き左綴じとし、下部にページ番号を振ること。また、A3版を利用する場合は折り込むこと。

※ 提案書には、表題「第2期川西市子ども・若者未来計画策定に関するニーズ調査等業務企画提案書」と提出年月日、事業者名・代表者名を記載した表紙を付すこと。

キ 見積書（様式任意）

可能な限り内訳を記載すること。また、合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

(3) 提出方法 持参（土・日曜日、祝日を除く平日。時間は午前9時から午後5時まで）

※ 郵送も可とするが、提出期限必着とする。

## 6. 選考方法

### (1) 書類選考

本プロポーザルへの参加を表明した事業者が6者以上あった場合は、事務局により業務実績等客観的内容による審査を行い、上位5者を次のヒアリングによる選考の対象とします。

結果は令和5年5月17日（水）に書類選考を行った全事業者に通知予定。

### (2) ヒアリング審査

評価委員会を設置し、以下の評価基準により最終的な審査を行い、委託事業者を選定する。最高得点者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者として選定する。

プレゼンテーション審査の日時等詳細については、別途通知する（審査は5月22日（月）を予定）。

なお、プレゼンテーションは本業務に直接携わる予定担当者が必ず行うこと。

#### (参考) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
実施体制	業務内容に見合った業務実績を持った管理責任者や担当者があり、複数人を配置するなど、業務を確実に実施できる体制となっているか。	10
提案内容	本委託業務の目的、実施条件、内容の重要度等を理解した提案となっているか。	5
	法令や国の動向等に基づく提案となっているか。	5
	幼児教育保育の無償化に伴うニーズの変化や保護者の意識の変化などを的確に捉え、量の見込みの算定や確保方策を適切に検討できる調査実施や集計・分析方法の提案がされているか。	15
	川西市子ども・若者未来会議等における、資料作成や議事録の作成など、事務的な支援が期待できるか。	5

	業務実施にあたり、全体スケジュールは適切なものとなっているか。	10
	提案の調査結果報告書の分析・レイアウトは計画に反映しやすいものとなっているか。	5
	調査の有効回収率を上げる工夫や有効回収数のうち半数以上がオンライン回答となる提案となっているか。	10
プレゼン テーション	予定担当者の提案内容、質疑応答が倫理的で納得できるものとなっているか。	5
低廉性	30×（最低見積価格／当該見積価格） 有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入する	30

### (3) 審査結果

審査結果は、全ての参加事業者に文書で通知する。

## 7. 提出先（事務局）

川西市 こども未来部 こども政策課 担当：中村、窪田

〒666-8501 川西市中央町12番1号

電話：072-740-1246（直通）

E-mail：kawa0215@city.kawanishi.lg.jp

## 8. 契約の締結

審査の結果により受託候補者として選定した事業者と契約の交渉を行う。

また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合など）で契約ができない場合、次点の者との交渉を行う。

## 9. 提出方法

持参（土・日曜日、祝日を除く平日とします。営業時間は午前9時から午後5時まで）又は郵送（提出した旨を「7. 提出先」まで電話連絡し、到達確認をすること）

## 10. 失格条項

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出方法が仕様書などに示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、評価委員会が社会通念上、失格にあたる事由があると認める場合

## 11. 結果公表の事項と方法

本プロポーザル参加事業者に関し、個別に通知するほか、川西市公式ホームページにおいて、①業務名、②履行期間、③契約締結日、④契約金額、⑤提案を採択し受託者とした者の商号又は名称及びその理由、⑥全ての提案者の名称又は商号、⑦審査結果一覧、⑧その他必要な事項を公表します。

## 1 2. 契約の締結

審査の結果により選定された受託候補者と契約の交渉を行います。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合など）で契約ができない場合、次点の者との交渉を行います。

## 1 3. その他留意事項

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出物は、事業者選定に伴う作業などに必要な範囲で、複製を作成することがある。
- (3) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、市は事業者決定の公表など必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例（平成4年条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。
- (7) 参加表明者が1者のみの場合はヒアリングを行った上で、本委託業務を受託するにあたり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- (8) プレゼンテーションにおける発言や質疑応答の回答などは、契約条件（事業者が達成すべき業務水準）として採用されるため留意すること。

## 1 4. スケジュール

令和5年4月20日（木）	市への質問締め切り
令和5年4月25日（火）	市からの回答予定日
令和5年5月12日（金）	提出書類の締め切り
令和5年5月22日（月）	プレゼンテーション審査の実施
令和5年5月26日（金）	審査結果通知
令和5年5月下旬	委託業務締結（予定）

(以上)